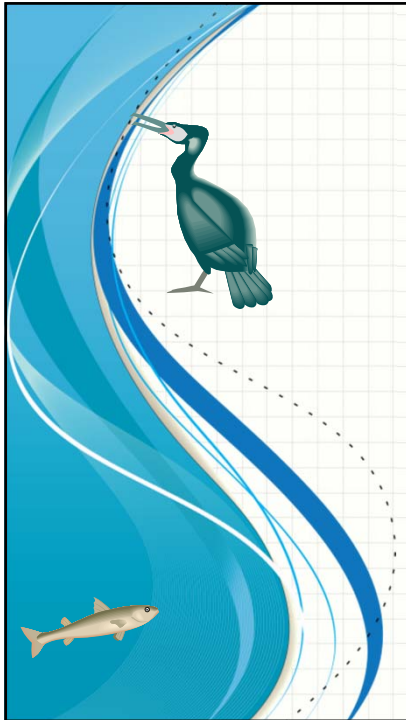
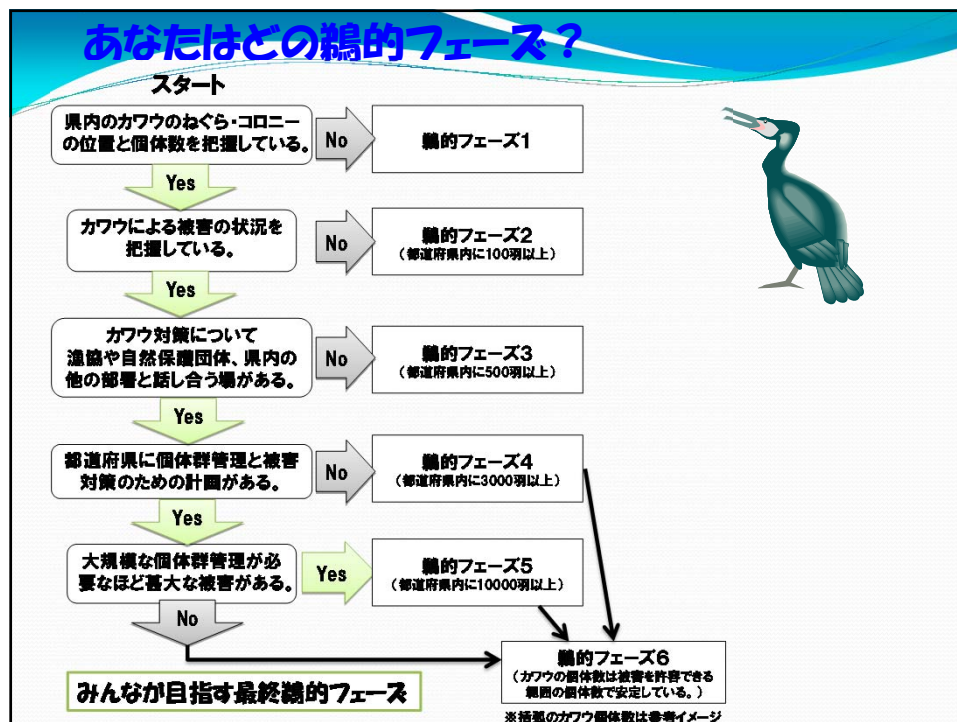




カワウ対策予算の獲得

長岡技術科学大学 工学研究科
 生物機能工学専攻
 准教授 山本麻希
 umiushi@vos.nagaokaut.ac.jp



鵜的フェーズクリアのため・・・

フェーズ1

- 新規ねぐら・コロニー発見調査
- 年3回のねぐら・コロニー入りモニタリング調査

フェーズ2

- 被害量算定のための河川の飛来調査
- カワウの胃内容物分析

フェーズ3

- 正しいカワウ対策の知識を得る研修会、啓発活動
- 協議会、水系会議の運営、開催

先立つものがないと実施不可能

- いつ、だれが、どのお金でやる
→実施前に確認しておかないと、必要なデータが得られなかったり、無計画な攪乱でかえって被害エリアを増やしてしまうことがある。
- カワウの対策は、カワウと共存する限り持続的に実施
→カワウ対策が継続できる人、お金、システムが不可欠。
- カワウ対策をマネジメントする人材も必要
→お金だけあっても、被害が減るとはかぎらない。

カワウ対策に使える補助金

カワウ専用の予算(内水面漁業振興法)

- 水産庁→全国内水面漁連→各県漁連

鳥獣被害防止対策特措法の予算

- 総務省→市町村 特別交付税

- 農水省→鳥獣被害防止総合対策交付金

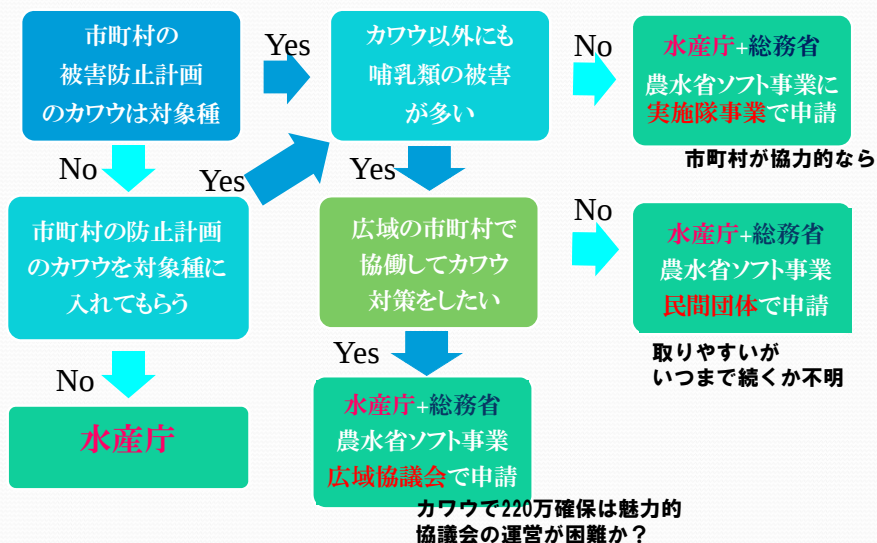
3つの団体で
申請が可能

→市町村(市町村ごとの協議会)

→漁協(民間団体として)

→広域協議会(複数の市町村による
広域協議会として)

カワウ補助金フローチャート



水産庁予算

- 水産庁(健全な内水面生態系復元等推進事業)
→生態系の保全に係る実践活動事業、広域連携カワウ・外来魚被害管理対策事業
- 対象事業と補助割合
生息状況調査と駆除・繁殖抑制→定額補助(1県300万円)
追い払い→2分の1補助 (これまで通り)
- 申請先と申請時期
各漁協→各ブロック内水面漁業推進協議会→水産庁
H27年度予算については、2月5日までに申請済み
- 予算執行期間
H28年4月1日～H29年3月31日

平成27年度

カワウ対策事業の進め方(カワウ対策ガイドライン)

(水産庁事業:健全な内水面生態系復元等推進事業)

平成27年4月17日
全国内水面漁連

「内水面漁業の振興に関する法律」の施行を受けて、カワウの生息調査と駆除及び繁殖抑制に係る定額補助が、水産庁から制度化された。

これを受けて、以下により事業の健全な執行を図り、全国の漁連漁協が連携してカワウ対策を行い、魚類資源の保全を推進する。

事業は、鳥獣保護管理の考え方に則って概ね3年ごとに見直ししながら羽数管理を行う。

1 定額補助事業の趣旨

- ・カワウの生息状況を調査して、駆除作業を効果的に行う。
- ・調査は、カワウの飛来と生息の状況を都道府県の地図上に明示して、鳥獣保護管理に則った個体数管理と駆除区域の設定に資する。
- ・駆除は闇雲に行うのではなく、調査結果を反映して計画的に実施し、活動状況を記録して可視化する。

2 従来の補助事業との兼ね合い

(1) 定額事業の対象

- ・カワウの生息調査
- ・駆除(繁殖抑制を含む)
- ・これに係る会議や研修会への出席
(一部制限有り)

(2) 定額事業に含まれない内容

- ・カワウの追い払い
(1/2補助事業で対応)



鳥獣による農林水産業等に係る 被害の防止のための特措法の施行

鳥獣被害防止特措法 H19. 12.21 公布 H20.2.21施行

(目的)

農山漁村地域での鳥獣被害の防止



農林水産大臣による基本指針策定



市町村による被害防止計画の作成

(権限の委譲、財政支援、人材確保)

総務省予算

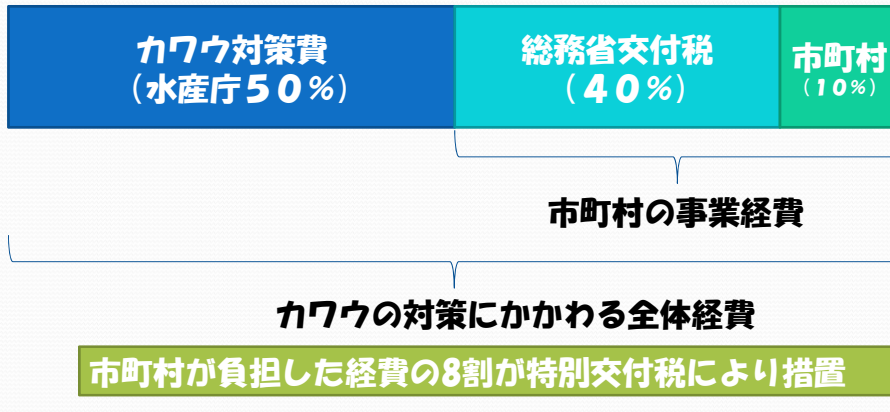
農水省予算

総務省予算

- 総務省(鳥獣被害防止対策特措法 特別交付税措置)
- 対象事業と補助割合
 - 駆除等経費(交付率8割)
 - 広報費(交付率5割)
 - 調査・研究費(交付率5割)
- 申請先と申請時期
 - 市町村→総務省(特別交付税として市町村に入る)
 - 申請時期 前年度の12月くらいまでに
 - * 各市町村の鳥獣被害対策協議会の鳥獣被害防止計画に
カワウが対象種として入っている必要がある!
- 予算執行の期間
 - H27年4月1日～H28年3月31日

水産庁カワウ対策費と総務省の特別交付税を併用して使う

カワウ対策費の2分の1助成の残りの予算に総務省の予算を充てることが可能



鳥獣被害防止総合対策交付金

○野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域関係者が一体となった鳥獣被害防止の取組や侵入防止柵等の整備等の対策を総合的に支援します。

【平成27年度予算概算要求額 9,840(9,500)百万円】

ハード対策

【事業内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設(高度衛生水準の施設を含む)
- 焼却施設
- 捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【補助率】

1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)

※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助金が認められる。

ソフト対策

【事業内容】

- 鳥獣被害対策実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動
 - ・捕獲を含めたサルの複合対策
 - ・発信器を活用した生息調査
 - ・捕獲機材の導入
 - ・鳥獣の捕獲・追い払い
 - ・放逐巣の除去、糞害等の整備
 - ・捕獲に関する専門家の育成支援
 - ・ICT等を用いた被害軽減に確実につなぐ新技術実証等
- 都市部等の他地域の人材を活用した取組や農業者団体等の取組など、鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けた被害防止活動
- 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、実施隊員確保のための人材育成活動
- 鳥獣被害防止活動の地域リーダーや被害対策の中核となるコーディネーター、捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修等

【事業実施主体】

地域協議会、民間団体等

※ 地域協議会の取組については、侵入防止、個体数調整、生息環境整備の複合的な対策を実施する地域を対象とする(ハード対策も同様)

【補助率】

1/2以内等

※ 実施隊を中心として行う取組や実施隊の活動強化のための取組、新規地区の取組、農業者団体等民間団体の取組は、定額(市町村(1団体)当たり原則2百万円以内)

※ ICT等を用いた新技術実証等高度な対策への取組等は、定額(市町村当たり原則1百万円以内)

農水庁予算

カワウが対象になるのは、ソフト事業のみ。

漁協もOK

民間団体による取り組みは1市町村当たり定額200万円。

使い易い予算ではあるが、6月以降でないと使えないという問題点が...

農水省予算

- 農水省(鳥獣被害防止総合対策交付金 ソフト事業)
- 対象事業と補助割合
民間団体で応募(定額200万)
市町村の協議会で応募:実施隊による活動(定額~300万)
その他の活動(2分の1)
対象事業:駆除、調査、研修会、追い払い等メニューは幅広い。
- 申請先と申請時期
市町村→県の特措法を担当する部局→農水省
各漁協→県の特措法を担当する部局→農水省
申請時期 前年度の12月くらいまでに(余剰があれば・・・)
*各市町村の鳥獣被害対策協議会の鳥獣被害防止計画に
カワウが対象種として入っている必要がある!
*会計が結構面倒、あとで対費用効果を求められる!
→県庁の水産課は特措法の担当課とともに漁協の会計事務指導を!
- 予算執行の期間
H27年6月くらい~H28年3月31日

鳥獣被害対策実施隊とは?

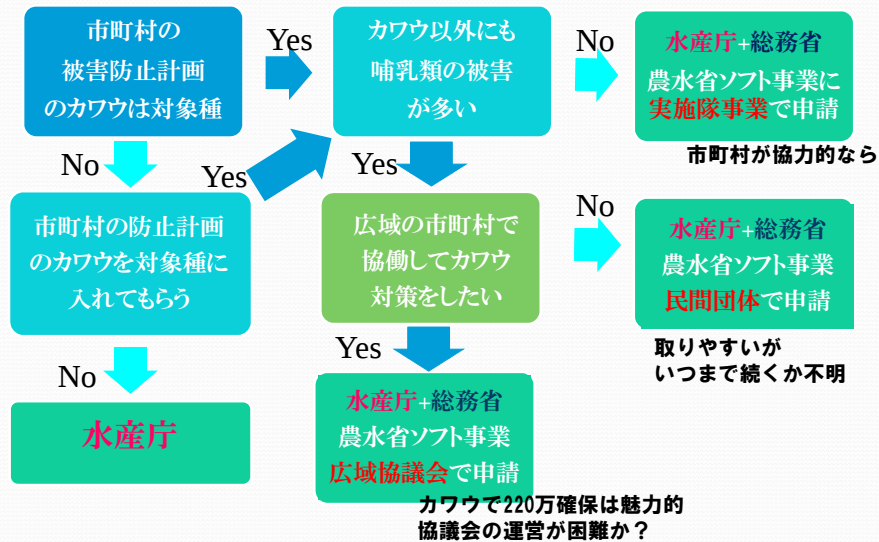
- 市町村の非常勤職員として任命される。
→多くのところは、猟友会や市町村担当者が実施隊になっている。
- 1年の常勤ではなく、獣害対策を実施したその日ごとに働くもので構わない。
→例えば、カワウの実施隊として、河川で追い払いを行うことも可能。
- 市町村の協議会の実施隊の活動範囲は各市町村内に限られる。
- 近年、市町村協議会のソフト事業は、実施隊の人数が多いと最大300万円の定額予算に増額される。
→実施隊以外が行う事業は2分の1助成



広域協議会のメリットデメリット

- **メリット**
 - 複数市町村にまたがって広域協議会を作ると各市町村あたりカワウだけの予算として220万円が配分される。
 - (実施隊事業にしないと2年目以降2分の1補助の可能性あり)
 - 広域協議会で集まる機会が増え、情報共有や合意形成につながる。
- **デメリット**
 - 各市町村の協議会の防止計画の事業からカワウを外す必要がある。：広域協議会の対象種とお金を重複させない。
 - 協議会の会計は漁協ではなく、市町村＝広域協議会の立ち上げに市町村担当者が入っている必要がある。

カワウ補助金フローチャート



各種補助金への申請準備

- 水産庁のカワウ対策費と特措法の交付税措置を組み合わせることが可能。
- 鳥獣被害防止総合対策事業の被害防止計画の取り組み
 - * 会計が結構面倒、あとで対費用効果を求められる！
 - 県庁の水産課は特措法の担当課とともに漁協の会計事務指導を！

4月から：水産庁＋交付税措置で活動

6月から：総合対策事業の漁協予算で活動

両方出す場合、事業内容や事業内容の実施時期が重複しないよう注意が必要。

カワウ対策支援への現状

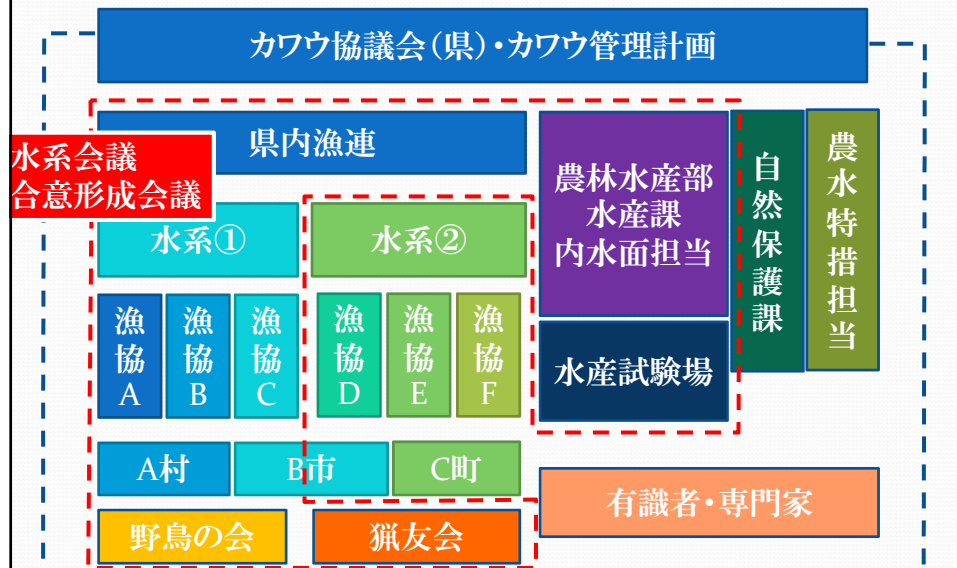
- 特措法による支援（H25年2月現在）
 - 全国の市町村 1742
 - 特措法に基づく被害防止計画を持つ市町村の数 1195
 - そのうちカワウを対象としている市町村の数 163
 - 被害対策の支援を実際に受けた漁協の数 37
- カワウ対策費1/2を使うと漁協の自腹が増え財政難
 - **カワウ対策にのべ256,308時間、3億4千万円のボランティア！**

市町村レベルで
カワウ対策が後回しになっている現状。
純粋な被害額もちろんですが、
河川の釣り客が市町村に落とす
観光としての価値を忘れずに。

カワウ事業に関する法律と担当部局

	鳥獣保護及び管理法	特措法	内水面振興法
国	環境省	農水省	水産庁
都道府県	自然保護課 特定計画(2種) 認定事業者	特措法の担当課 (農林水産部内) 県の水産課	全国内水面漁連 各ブロック
市町村	自然保護課 個体数管理捕獲 (猟友会委託)	農林課 被害防止計画 被害対策実施隊	漁協 カワウ対策

カワウ管理計画のグランドライン



カワウ管理の単位

- 広域協議会
→ 県を超えてカワウの情報共有
- 都道府県のカワウ協議会(特定計画)
→ カワウ管理指針の作成・県庁内の各部局の役割分担の場、カワウに関する情報共有の場
- 水系会議(市町村、漁協、県の担当者、河川管理者)
→ 実質的個体管理や被害防除の方針立案
- 各漁協の対策(組合員、市町村実施隊など)
→ 水系会議の方針に沿った対策実行

本当に一番大事なものは・・・？

- なぜ、山梨県はカワウ対策がうまくいったのか？
 - 行政担当者、カワウの地域リーダーの両方が必要
- 行政担当者
 - カワウの補助金を正しく使うことができる。
 - 各行政単位の管理指針を立てられる。
 - 漁協、行政担当者への啓発を行うことができる。
- 地域リーダー（水試担当？ 漁協スーパー組合員？ 研究者？）
 - カワウの被害対策を現場で指導することができる。
 - カワウの被害量推定を行うことができる。
 - カワウの個体群管理を行うこと、あるいは、指導することができる。

御静聴ありがとうございました

本研究を実施するにあたり御協力頂いた皆様に深く御礼申し上げます。
長岡技術科学大学学生諸氏、新潟県内水面試験場資源課の皆様、
全国内水面漁連・新潟県内水面漁連の関係者の皆様
大日本獺友会十日町支部の皆様、新潟県内の各内水面漁協の皆様
中央水産研究所 坪井 潤一様



ぜんないHPより
PDFダウンロード可能

←「Let's カワウ対策」
坪井 潤一著

「カワウに立ち向かう2」
山本 麻希著

